

自動車保険をご契約いただくお客さまへ

自動車保険の **ASV 割引**に関するご説明（標準例）

当社では、**20●●年●月●日**以降に保険契約の始期日を有する自動車保険契約について、**ASV 割引**を適用します。

ご契約の際には、本ご説明をお読みのうえ、お申込みくださいますようお願いいたします。

1. 用語のご説明

ASV（先進安全自動車） ※Advanced Safety Vehicle の略	AEB 等の運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車のことです。
AEB（衝突被害軽減ブレーキ） ※Autonomous Emergency Braking の略	自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキのことです。

2. **ASV 割引**とは

AEB が装備されている自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車で（注）、かつ、裏面 3 の適用対象期間内にある場合に、保険料を **●%** 割引します。

（注）**ASV 割引**は、「型式別料率クラス制度」の補完として実施するものです。したがって、同制度を導入している自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車が対象となり、その他の用途・車種（自家用普通貨物車等）は対象となりません。

「型式別料率クラス制度」について

自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および自家用軽四輪乗用車は、自動車全体の中で保有台数が多く、様々な形状・構造・性能等があるため、保険料についてお車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する「型式別料率クラス制度」を導入しています（クラスの見直しは毎年実施しています）。

3. ASV 割引の適用対象期間について

ASV 割引は、発売されて間もない型式のように、事故発生状況等の蓄積が十分ではなく、型式別料率クラスだけでは AEB のリスク軽減効果を十分に評価できない型式について、保険料を割引く制度です。発売後約 3 年以内の型式に適用されますが、具体的な割引適用対象期間は以下のとおりです。なお、長期契約（保険期間が 1 年超の契約）の場合は異なる取扱いになることがあります。

車 種	ASV 割引の適用対象期間
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車	<p>■型式が発売された年度に 3 を加算した年（暦年）の 12 月末日までの期間について、ASV 割引を適用します。したがって、型式の発売から約 3 年経過した後は、リスク軽減効果が型式別料率クラスに反映されますので、ASV 割引の適用はなくなります。</p> <p>■お持ちのお車の型式が「割引適用対象期間内」に該当するかどうかは、損害保険料率算出機構の HP でご確認くださいませ。</p> <p>(https://www.giroj.or.jp/ratemaking/automobile/vehicle_model/)</p>

【例】

○型式発売年月が 2016 年 4 月の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車の場合

→保険契約の始期日が 2019 年 12 月 31 日までのご契約が ASV 割引の対象となります。

○型式発売年月が 2018 年 1 月の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車の場合

→保険契約の始期日が 2020 年 12 月 31 日（※）までのご契約が ASV 割引の対象となります。

（※）型式発売年月が「2017 年度」であるため、これに 3 を加算した年（暦年）である 2020 年 12 月 31 日となります。